

第7期第1回川崎市障害者施策審議会 会議録

- 1 開催日時 令和6年7月3日（水）10時00分～12時15分
- 2 開催場所 川崎市役所本庁舎2階 201会議室
- 3 出席者 (委 員) 別紙委員出欠表のとおり
(事務局) 別紙事務局名簿のとおり
- 4 議題 (1) 障害者計画の令和5年度の進捗状況について（報告事項）
(2) 障害（児）福祉計画の令和5年度の進捗状況について（報告事項）
(3) 第2期川崎市成年後見制度利用促進計画について（報告事項）
- 5 傍聴人の数 2人
- 6 発言要旨

平井課長 続きまして、会長、副会長の選出をさせていただきます。
条例7条により会長、副会長は、委員の互選により定めると定められておりますが、委員の皆様から御意見いただきたいと存じますが、どなたかいかがでしょうか。
では、鈴木委員、お願いいたします。

鈴木委員 会長につきましては、国の福祉政策について非常に深い御見識をお持ちであり、また、本審議会の会長として、これまで川崎市の障害福祉政策に御尽力いただいております小澤温委員に御就任いただくことが望ましいかと思います。
また、副会長につきましては、障害児者及びその御家族の方々の福祉増進のために日々御尽力されておられる美和とよみ委員に御就任いただくのがよろしいのではないかと思います。

平井課長 ありがとうございます。ただいま御推薦いただきましたけれども、皆様いかがでしょうか。御賛同いただける方は拍手をしていただけたらと存じます。

(拍手)

平井課長 ありがとうございます。それでは、施策審議会の会長に小澤委員を、副会長に美和委員を選出させていただけたらと思います。小澤委員、美和委員、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。
御就任に当たりまして、御挨拶いただけたら幸いでございます。

小澤会長 改めまして、また会長ということで大変重責を担わせていただきます。筑波大学の小澤と申します。
前期も会長をさせていただきまして、計画策定年でもあり、第7期障害福祉計画と第3

期障害児福祉計画と、報酬改定の時期も重なったことで、事務局も大変御苦労された時期だったかと思います。

この度、3月に計画が出来上がりまして、先ほど部長の挨拶にもありましたように、計画は策定後も極めて重要でして、進捗管理や施策の評価方法など課題は尽きませんので、ぜひ、今期もいろいろな角度で委員の皆様から御意見をいただき、そして川崎市もちょうど市制100年と節目の年ですので、ぜひとも本をリードする大都市であってほしいとずっとと思っていますので、皆さんからの建設的な御意見、よろしくお願ひしたいと思います。挨拶は以上にさせていただきたいと思います。

平井課長

ありがとうございます。美和委員も御挨拶いただけたらと思いますが、よろしくお願ひいたします。

美和副会長

川崎市育成会、手を結ぶ親の会の美和と申します。不慣れなものですから、小澤会長にすべて一任することになるかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

小澤会長

そうしましたら、改めまして議事進行を進めさせていただきたいと思います。

(1) 障害者計画の令和5年度の進捗状況について

事務局

【資料説明】

小澤会長

ただいま御説明していただいたところは、41事業ということで、全127事業の中から特に着目すべきものとして取り上げた説明になっており、資料が多岐にわたっていますが、必要に応じて質問、意見を承りたいと思います。

説明されたところ以外でも、できる限りの御意見を出していただけたらと思います。

では、会場参加の方から何か御質問、御意見等はございますか。

どうぞ、石橋委員。

石橋委員

No. 1 の地区担当制の導入というのは、地区担当制を導入しようとした意図が解消できたのか、さらにネットワークづくりができたのでしょうか。そのような記載があると良いかと思いました。

No. 19 では、宮前区の市有地を活用して、高齢者施設の機能を持ち、グループホームを併設した施設を設置と記載がありますが、今後も同様の手法を検討しながら整備していくのでしょうか。

No. 25 では、放課後等デイサービス事業所（主として重心児）が13か所とありますが、こちらは、運営主体は単独の事業所なのか、併設している事業所なのか、教えていただきたいと思います。

No. 38 にあたると思いますが、二次避難所の機能の充実というのはどういうことを具体的に指しているのか。また、二次避難所に備蓄する医薬品はどの範囲までを想定されているのでしょうか。

No. 41 の災害情報の提供については、防災ラジオの導入について、配布基準や方法をどのように想定されているのか教えていただきたい。

平井課長

御回答の順番が前後しますが、重度のお子さんが利用する事業所は、未就学のお子さんが通われる多機能型の児童発達支援と学齢児が利用される放課後等デイサービスの2種類がございます。

13か所の放課後等デイサービスがございますが、そのうち7か所が併設、残り6箇所が単独型ということで御理解いただけたらと思います。

竹田課長

3年前から障害者相談支援センターの地区担当制を導入した意図としましては、どこの相談窓口に相談したらいいのか、はつきりしなかったというところがございましたので、お住まいの地域の相談支援センターに御相談いただくことを明確化し、窓口を明確化することで相談の漏れがないようにするというところを目指したところです。

一方で、各障害の特性を生かした相談体制をつくるというところで、3障害の特性を踏まえた対応については、相談支援専門員の技量のアップや関係機関とのネットワークづくりについては、この3年間ではまだ道半ばでございまして、その点を踏まえ、自立支援協議会の見直しによる相談支援の質の強化等に取り組むことを計画に記載しております。

平井課長

最後に、No.1 のグループホームに関する御質問と災害に関する御質問につきましては、後日、併せて回答させていただけたらと思います。

小澤会長

ありがとうございました。この場で答えられないこともあるでしょうから、また後日共有いただきたいと思います。

長加部委員どうぞ。

長加部委員

ノーマライゼーションプラン策定の際に、パブコメで寄せられた意見を整理され、意見を踏まえて計画案に反映したものをA、意見の趣旨が計画案に沿ったものであり、御意見を踏まえながら取組を推進するものをB、と前回会議の資料で示されています。特にBについては、今後、令和6年度からの3か年で、意見を踏まえながらその取組を推進するという角度と、今回の令和6年以降の事業の方向性が書かれているものと関連について、パブコメで整理したものが今後どのように反映、検討されていくのか、その流れがよく分からぬのが一つです。

今回記載されていないものは、次年度以降に今後取組の推進を図ると理解をして良いものなのかというのが2点目です。

平井課長

パブコメにつきましては、A、B、C、Dという区分分けがございます。

初めに、御意見をいただいた内容を、計画の本文に文章で反映をさせていただいたものというのが、Aの扱いになると御理解いただくと良いかと思います。

パブコメではグループホームの説明書きに関して御意見いただき、確かに私どもの書きぶりが不十分でしたので、それは御指摘いただいたとおり計画の本文を修正しております。

一方で、Bにつきましては、具体的にこの内容、この事業についてという御意見が多かったと理解しております。

ノーマライゼーションプランにつきましては、各分野の取組の方向性を記載してございます。私たちの今後の取組の方向性としての記載と、御意見の方向性が一致していると考

えたものにつきまして、Bというようにさせていただいております。

また、長加部委員から期間について御質問いたしましたが、これも各事業の個別の取組がございますので、この3年間の計画の中で取り組んでいくという認識は持っておりますが、具体的に来年度から取り組むものや期間中に着手するもの等、それぞれ状況が異なるのも実態としてございます。

具体的な取組の進捗につきましては、またこの場を通しまして、御報告させていただければと考えております。

長加部委員

前回資料での市の考え方では、市民や我々の意見は抽象的な方向性ですが、それを落とし込んだ市の考え方は、今後3年間での方向性が示されています。Bの37項目中でも、施策1と2の相談支援体制や地域生活支援に関するここというのは圧倒的なので、この部分の内部検討や具体化されたものはその都度お示しいただきたいと思います。

平井課長

今、御指摘のありました相談支援体制ですとか、地域生活の支援につきましては、次点の協議にも含まれておりますので、そういうところも含めて、御報告してまいりたいと存じます。

柴田委員

先ほど小澤会長からも、計画をいかに遂行し、検証する、これからが大事であるというお話がありましたので、それに関して、二つ御質問をさせていただけたらと思います。

1点目は、資料4のNo.8移動・外出の支援です。

療育センターのような子どもの分野で、結構な問題になっているのが、医療的ケアが必要なお子さんや、知的もしくは自閉症などによる行動の問題がある子の移動や送迎、特に学校の送り迎えです。

新規参入促進に向けた家賃補助などもありますが、送迎というのは、時間的に朝早かつたりして、時間的な部分や技術が必要であったりとか、せっかく制度が少し充実している一方で、人がいないなど使い勝手が難しいところがあるというのが現場の感想です。

現職の人たちがやれるようにとか、新規の参入ができるように、時間外の送迎であれば手当をつけるなど、もう一步進んだことがあると良いのではないか、という御提案が一つでございます。

もう一つは、No.39の災害時や緊急時における支援体制の充実に関してです。

取組実績として、二次避難所における要配慮者用の備蓄品の配備、医療医薬品の確保を進めました、とあります。私たちの療育センターは二次避難所に指定していただいているが、実際の避難所になった際は、行政で人的・物的支援を実施いただけるということで、私たちは指定されているものの、何も関与していない状況です。

利用者の人からは、実際に災害があったらどうなるのかと聞かれますが、私たちではお答えできない状況ですので、備蓄品などを含めた情報を私たちにもいただけたら、より良いかと思っています。

また、昨今、情報保障が求められていますが、実際に災害が発生した時に当事者に届くような取組や情報保障をされているということが、周知されていない印象がございます。

また、1月の能登の地震でも、避難所の物品などは旧来の考え方で整備されており、女性や障害のある方に必要なものが、十分に準備ができていなかつたと報道で見ております。

そういう意味で、二次避難所での備蓄等は、療育センターや様々な事業者、利用者など

に対して不足しているものがないか、ヒアリング等を行っても良いのではないかと考えております。

池田課長

No.8 移動及び外出の支援につきましては、医療的ケアを必要とする方や支援・介助が必要な方に対するニーズが大きいところ、十分承知しております。

まず大切なのは送迎の安全性を確保することと、これから大きな課題であるドライバーさんやヘルパーさんなどの人材不足に対して、どのような策を打っていくかという点かと考えております。

また、持続可能性の観点から、人材の確保と財政状況を踏まえながら検討していくということになろうかと思います。

現在、すぐに発表したり、お金をかけたりするといったお答えは難しいですけれども、ニーズに応えていくということ、安全安心な移動支援を継続できる体制づくりというところは、しっかり考えていきたいと思っております。

平井課長

二次避難所に関して御提案をありがとうございます。実際に指定されている施設の所長さんの、その立場からの貴重な御意見だと思って伺っておりました。

いただいた御意見は、危機管理担当課長にはお伝えしたいと思います。

私どもも、今回の能登半島地震におきまして、何名か職員が災害派遣されており、様々な知見を集約しているところでございます。二次避難所運営を改善できるよう、少しずつでも進めていけたらと考えております。

(2) 障害(児)福祉計画の令和5年度の進捗状況について

事務局

【資料説明】

隆島委員

まず、目標6の現行リーダーの位置づけからリーダーを廃止して、また検討するとなっていますが、この経緯と理由を教えていただきたいというのが1点です。

あともう一点は、日中活動系サービスの自立訓練の機能訓練が、ずっと低いままですが、この原因をどのように考えていったらいいのかということと、今後どうしたらいいのかということ、この2点を教えていただければと思います。

塙田課長

主任相談支援専門員に関しましては、本市独自の認定相談支援リーダーにつきましては平成24年から開始し、これまで38名の方を輩出してまいりました。

一方、国の主任試験につきましては、平成30年にスタートしており、本市は国よりも先行して独自の認定相談リーダーを開始したという背景がございます。

本市の認定相談リーダーにつきましては、受験者の減少や国の制度が整ってきたことから、一定目的が達成されたと考え、国の主任相談支援専門員に移行するという形でございます。

今後、リーダーの地域での活用方法が次の課題と考えているところではありますが、そのリーダーの連絡会等の設定を現在検討してございます。

昨年度につきましては、リーダー連絡会の準備会を実施しており、今後は、主任の役割やその明確化、知識、技術を継続して研鑽できるような場や、国の研修においても受講者

を何人も選出しておりますので、国の動向を踏まえながら研鑽を続け、地域の相談支援専門員さんのOJTの中核となるような方向で、役割を担っていきたいと考えております。

平井課長

自立訓練（機能訓練）の実績数に関しましては、細かい分析はこれからになりますが、身体的なリハビリやコミュニケーション訓練などは、本市では地域リハビリテーションセンターの在宅支援や地域支援室でも取り組んでいますので、その社会資源の影響があるのではないかと想像しております。

また、聴覚障害者情報文化センターや視覚障害者情報文化センターなどでは特定の障害のある方に対するサービスを提供していますので、その重複もあるかと考えております。

いずれにしましても、こちらの実績つきましては、他都市の状況も踏まえながら、確認してまいりたいと思います。

隆島委員

主任相談支援専門員については理解しました。国のはうに移行したということで、数は増えているという理解してよろしいですよね。

塙田課長

おっしゃるとおりです。

隆島委員

機能訓練については、生活訓練は生活の場を与えることが大事と考えていますが、機能訓練については、きっちりと計画を練り、ゴール設定をしていないと、なかなか入れられないと思います。生活の場や通いの場を確保するという目的で入れても、なかなか回りませんから、計画相談などのきちんとしたサイクルが回っていないのではないかと思いますので、その辺は御検討いただきたいと思っております。

関山委員

基本的なところにはなりますが、移動の支援に関してＩＣＴの活用を進めるという記載がございました。どのような形で考えられているのかと教えていただければと思います。

池田課長

現在、ふれあいフリーパスに関しては、紙券を提示しており、高齢者はＩＣカード化が既に始まっている状況でございます。実は実績がきちんと追えておらず、バス会社には見込みで支払いを行っており、フリーパスの利用実態が不明確な状況でございます。

持続可能な移動支援を続けるためにも、実態・実績を踏まえて分析しながら、制度を構築していく必要がありますので、ＩＣカードを検討していくということを考えております。

小澤会長

ＩＣカード化については、現在、ＩＣカードの入手が困難なこともありますので、スマートフォンの利用なども考えていらっしゃるのでしょうか。

池田課長

スマートフォンなどはシステムを構築したタイミングでは、もう時代遅れというようなこともなりかねませんので、開発業者や各種交通機関と意見交換して、今後を見通しながら、取組を進めてまいりたいと考えております。

関山委員

全般にわたってだろうと思いますが、障害者や高齢者等も増えておりますので、その辺の使い勝手の良い方向で考えていただければと思っています。

橋本委員

資料5の目標1福祉施設から地域生活への移行に関して、目標値を大幅に達成して、大変立派な結果が出ていますが、地域移行については、私が成年後見している方で、移行先が他市になってしまった方がいらっしゃいまして、できれば川崎市内の地域移行ができれば良いかなと思っております。

地域移行された方のうち、川崎市内で地域移行ができた方と他市に行かれた方との内訳というのは把握されていらっしゃいますか。

平井課長

手元に資料がございませんので、確認できる範囲で改めて御報告をさせていただけたらと思います。

委員がおっしゃった移行先が他市になってしまった方は近隣の都市だったのでしょうか。

橋本委員

割と遠方でして、なかなか会いに行けなかつたり、住所地特例なども実施主体が川崎市であることで、様々な手続が煩雑になってしまつたりしている状況です。

具体的な話になりますが、特に困っているのは、国保の減免を受ける際に、他都市の課税証明書を出して、事後的に減免を受けるという形になっており、それが結構不便であつたりします。

結果としては、その方は遠方の都市であっても生き生きと生活されている点は良かったのですが、できれば住みなれた地域の方が有難かったと思っております。

平井課長

地域移行については、重点的に取り組んでいるところでございます。つい先立つても、推進会議を開催しまして、様々な事業所や学識の方も含めて、どうやって川崎の地域移行を進めていくかというのを取り組んでいるところですので、本日、委員からいただいた感想をその場でお伝えいたしまして、今後の参考にしていきたいと思います。

小澤会長

他の大都市も同様の問題を抱えていると思いますので、ぜひ、データも含めて御検討していただくとありがたいと思います。

石橋委員

目標5の障害児支援の提供体制の整備等の進捗状況・今後の対応等において、医療的ケア児・者等支援拠点について記載がありますが、「調整が難しい医療的ケア児等」は、この拠点での相談は行わないのでしょうか。

また、地域移行については、私たちの会においても8050問題が切実になっており、家庭ではもう支援ができない現状にあることを踏まえて、この施策に取り組んでいただきたいと思います。

最後に、見込み量について、何に基づいて設定しているのか、その算出の仕方を教えてください。

平井課長

初めに、医療的ケア児につきましては、医療的ケア児・者等支援拠点と地域療育センターとで対応している実態がございます。資料に記載はございませんが、実態として、特に高度な医療的ケアを要する方につきましては、多くは支援拠点が御自宅等を訪問し、顔つなぎなどを行っている状況でございます。

2点目につきましては、本市では、特にグループホームについて年間100床をめどに順次整備を推進しております。親御さんの高齢化などはノーマライゼーションプランでも

記載しておりますので、今後も、そういったところも視野に入れながら、支援に取り組んでまいりたいと考えています。

泉課長 3点目の見込み量に関しましては、基本的には、これまでの実績を勘案し、伸び率を踏まえながら見込み量を算出しているところでございます。

石橋委員 国も住まいに関して実態を把握すべきと指針に出していますので、単なる経験値的な見込み量ではなく、サービス等利用計画などを基に計画を立てていくべきかと思います。

先の議題で医薬品の話をしましたが、東日本大震災では処方箋があれば医薬品が支給されましたが、能登半島地震においては薬局が出張サービスなども始めました。私も常備薬は持ち歩いていますが、各自が準備するわけですから、医薬品の範囲を明確にしないと、先ほどありましたように指定される二次避難所等も困るのではないかなと思います。

小澤会長 家庭での支援については、地域移行の話もそうですが、グループホームを含めて御検討いただくとありがたいと思います。安心して過ごせるグループホームの整備は喫緊の課題になっていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

美和副会長 生活介護事業に関してですが、毎年、卒業生対策として計画的に実施されていることで、通所先が見つかりないという話は聞かないのですが、新しい生活介護事業所でも定員割れをしているところがあります。

施設に事情を伺ったところ、送迎車や駐車場、人員の不足により送迎ができないことが要因で利用者が増えていかないという話を伺いました。

放課後等デイサービスなどでもドア to ドアで送迎をされていて、普段から外出の訓練をする機会が減ってきている状況もありますので、送迎というのはとても重要だと実感しております。

そういった現状も含めた上で計画を作成していただきたいという要望です。

山口課長 生活介護事業所につきましては、卒業生対策として必要量の整備を進めておりますが、数を供給したとしても定員割れしてしまうようであれば、数を揃えることと併せて事業所の質の向上という部分も、今後検討していかなければならないと考えているところでございます。

加算制度や研修など、どのような支援が質の向上に繋がるのか、御意見を伺わせていただきながら、検討してまいりたいと考えております。

(3) 第2期川崎市成年後見制度利用促進計画について

事務局 【資料説明】

隆島委員 成年後見支援センターというものはどういったところなのか、その概要を教えていただけますか。

田中係長 成年後見支援センターにつきましては、国の成年後見利用促進基本計画に定められた成

年後見利用促進に当たる中核機関に位置づけられているものになります。

本市においては、令和元年度から川崎市の社会福祉協議会に委託し、市内7か所のあんしんセンターが中核機関を担っており、具体的には普及・啓発、相談支援等、関係機関の相談支援を行っております。

宮澤委員

センターは高齢者の方が利用するところとよく伺い、私もそう理解しておりますが、障害者も利用できるのでしょうか。

事務局

成年後見の支援センターにつきましては、障害のある方の成年後見の利用促進についても対象となっておりますので、御利用いただけます。

宮澤委員

支援センターでは、どのような支援をしていただけるのでしょうか。

田中係長

一番身近なところは、障害をお持ちの方やその御家族が、成年後見の利用を検討したり、成年後見制度の活用について申立支援等を御相談できたりするような場になっております。

成年後見制度の利用を検討されている方や裁判所に申立てを検討されている方があんしんセンターの窓口で御相談いただける形になっております。

小澤会長

こちらについては、一般の市民の方にとって非常に分かりにくいところかと思います。計画にも成年後見制度パンフレットや、センターの役割について記載いただいても良いかもしれません。

また、社会福祉協議会では、権利擁護事業など併せて行っていることから余計に分かりにくくなっていると思います。一般の市民向けにどう理解を深めていくのか、というのは大変重要ですので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

長加部委員

精神障害者の家族の方の声として、親が元気なうちに準備しておきたいと思いつつも、何から始めればよいか分からぬという御意見が非常に多いです。一つは相続や金銭管理の問題、もう一つは生活保障を含めた社会保障的や福祉的な面の問題、この二つが大きな柱です。どのような制度があり、それぞれどのようなメリット・デメリットがあるのか、などトータル的な情報提供をしてくれる冊子等を作成いただきたいと考えております。

相談しても各々のお立場や職種によって成年後見を勧められたり、信託を勧められたりといったことがありまして、トータル的な情報提供をしていただいた上で、個別の事情に基づいて判断したいというのが御家族や当事者の思いです。その情報が分かる資料を川崎市でぜひ作成いただきたいというのが1点です。

2点目ですが、成年後見というのは非常にハードルが高いというのが私どもの会員さんの意見です。安易にやめられないことや費用が高く、継続してかかること、そして専任者をなかなか変えられないといった御意見がよく挙がります。これは国の改定論議の一つの要因にもなっているかもしれません、低所得者の費用負担をなくしたり軽減したりするような補助や、生活保護以外の非課税世帯等に対する補助などがあるのか等も含め、我々の家族会で挙がっているような声や課題に対する具体策や検討はされていますでしょうか。

竹田課長

1点目の御相談の部分については、高齢者の分野でも終活として、財産や御親族、御本

人の身の回りの生活環境を最後はどういうふうに整えていくのかという話が、最近クローズアップされているように思います。

一方で、それをトータルで聞いていただける窓口が無いのではないか、という御意見は市民の皆様からも挙がっており、社会福祉協議会さんと一緒に終活サポート事業というものを少しづつ始めている状況でございます。

ただ、障害者の方については、もっと長い目で将来を見据え、どのような将来作っていくのかという点も含めた御相談が入ってくると考えております。

これまで障害者の相談支援については、障害特性に合わせた支援やサービス調整といった視点でスポットを当ててまいりましたが、生活全体のサポートをどうのように進めるのかは、これから議論しなければならないと思っております。こちらは、御本人だけではなく、御家族を含めた御相談になると思いますので、どのような相談体制を作っていくのか、これから考えさせていただきたいと思っております。

2点目につきましては、御指摘のとおり成年後見制度の利用や変更、解除のハードルが高いという話は、国でも議論が進んでおり、法改正を含めて対応するかどうかという状況にあることは、私どもも認識しております。

また、成年後見に至る前の生活全般の御相談についても、有料で生活のサポートに来ていただける事業者さんはありますが、低所得の方々はなかなか利用できませんので、その支援につきましては、今後、厚生労働省で検討会が立ち上がるという話も伺っておりますので、国の動向を注視しながら本市の対応を考えていきたいと思っております。

平井課長

後見人の報酬に関しては、川崎市でも独自で補助制度を持っておりまして、所得金額や資産等に基づいて補助する制度がございます。今回、長加部委員から御指摘いただいたということは、まだ周知が足りていないということかと思いますので、今後も周知に力を入れてまいります。

石橋委員

私どもも認知症をきっかけに成年後見制度について色々と調べてきたところですが、パンフレット等を作成する場合には、権利擁護のうちの一つの手段だということをもきちんと記載いただいたうえで、国の動向を踏まえ、制度改正があっても大きな無駄が生じないよう作成いただきたい。

私たちが弁護士さんから言われたのは、今、私たちが成年後見をやっておかなければ子どもに迷惑がかかる。子どもの成年後見だけではなくて、親の意識があるうちに成年後見をきちんとしておかなければ駄目ですよ、と言われたのは、今でも心に残っております。

橋本委員

先ほどの長加部委員の質問に対して、普段から感じていること等を少しお話しさせていただきます。まず、成年後見制度に関する費用に関しては、報酬や申立てに対する市の助成制度があったかと思います。

申立てをする際に使える制度として、法テラス、日本司法支援センターという機関がございまして、御自身で各種手続きを進めるのは難しく、専門家に依頼したい場合には民事法律扶助という制度が利用できます。低廉な価格、無利子・分割払いでの各種手続の代理を専門家に依頼することでき、生活保護を受給されている方やそれに準じる方ですと、実質的な費用負担なしとなります。

また、成年後見制度が分かりづらいという御意見に関してですが、私も様々な勉強会等

で成年後見制度の必要性についてお話しさせていただいております。

お金の管理や受給に至るまでの様々な手続や、各種サービスを利用する場合はその選択、契約が必要になります。これらを今まで親御さんがやっていたけれども、親御さんがいなくなるとこれをやる人がいなくなってしまう。成年後見人は具体的なサービスの提供をするわけではありませんが、障害がある方の生活に成年後見人がいないと、御本人にどのような不利益が及ぶか、ということを考えていただくと、必要性をよく御理解いただけることが多いので、ひとつ参考にしていただければと思います。

また、高齢者と違い、障害のある方の場合は10年以上と長いスパンでお付き合いしている方もいまして、良い関係を築けるかどうか、良い仕事ができるかどうか、引き受ける側にとっても非常に大きな問題です。そのため、私の場合は、裁判所から選任の話が来た際には、何度もその人にお会いして、御本人の考え方や感じ方を知って、また、御本人がこの人にお願いしても良いかなと感じていただけるかどうか、といったところに時間をかけて、見極めるようにしています。専門職の間でも丁寧な付き合い方についてなかなか浸透してはいないのですが、資料の取組3に記載にある、候補者の選定を行う受任調整会議では、長い付き合いになることも踏まえた調整ができる仕組みがあると安心できるかと思います。

最後に、費用のお話に戻りますが、お金をかけないために、家族信託を利用すれば良いのではないか、という誤解がよくあるのですが、信託を利用したとしても、御本人のお金の管理をする人が必要なので、そこはどうしても手当が必要になります。ですので、成年後見制度の不都合を全て家族信託制度が解決してくれるわけではないので、そこの誤解があつたりはするのかなと日頃感じているところであります。

小澤会長

非常に貴重な参考になる中身であるし、パンフレットの話が出ましたので、これから検討していただけたら大変ありがたいと思って聞いておりました。

もう1点、その他として議題ございますので、事務局の方、よろしくお願ひします。

(4) その他

事務局

【資料説明】

小澤会長

資料7として差別解消支援地域協議会委員名簿がございまして、これに関しましては、本審議会で審議し、承認する事項となっておりますが、いかがでしょうか。特に御異議がなければ、この原案で承認させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

小澤会長

ありがとうございました。

この原案で承認させていただきたいと思います。

そうしましたら、以上で用意した議題はすべて終了になるかと思います。

時間に限りがありますので、御質問、御意見等のほか、成年後見制度のように参考になるようなお話があれば、意見書にて御提出いただくと、市としてもありがたいのではないかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

第7期 川崎市障害者施策審議会(第1回)意見・質問について

No.	意見者	意見方法		概要	委員意見	回答
1	隆島委員	意見書	資料4 参考資料	進捗報告の記載内容について	<p>各年度の課題について、具体的に記載していただきたい。 「令和5年度の取組実績」欄には行った内容が記載されているが、そこから出てきた実績や課題が記載されていないため、次年度以降の目標が曖昧になってしまっている。</p> <p>会議等が実施されたことは分かるが、その結果、何が課題として浮かび上がつており、その課題に向けてどのような検討をしているの等を現在の資料では読み取ることができない。</p> <p>具体的な課題と今後の目標について記載いただけると審議会がより効率的に行えるのではないか。</p>	<p>御指摘を基に、各事業の取組・課題の具体的な内容が分かるよう報告方法を検討してまいります。</p>
2	柴田委員	当日意見	資料4	災害時や緊急時における支援体制の充実	<p>二次避難所に指定されているものの、発災時の対応や備蓄について利用者さまから質問されてもお答えできない状況である。備蓄品等を含めた情報を事業者側に御提供いただけると良いかと思う。</p> <p>また、能登半島地震等では避難所の備蓄等の配慮が不十分だったとの声は無しも聞くため。事業者や利用者等に対してヒアリング等を行っていただくと良いのではないか。</p>	<p>川崎市における二次避難所については、本市と社会福祉法人等が、「災害時に災害時要援護者等の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書」によって、二次避難所としての使用について協定を締結した社会福祉施設等及び本市の指定した市営施設としております。</p> <p>なお、近年は自然災害が大規模化・激甚化する傾向にあり、発災直後は、福祉施設の入所者や施設の安全確保が最優先であること、施設が被災する可能性もあり得ることなどから、二次避難所への直接避難を想定しておらず、個別の施設名は公表しておりません。</p> <p>また二次避難所の備蓄物資に関して、令和3年度に入所施設約100施設にアンケートを実施し、希望等に応じて次の物資を配備いたしました。 (簡易テントや簡易ベット、携帯トイレ袋等の資器材、3日分の食料・水、ポータブル電源等)</p> <p>今後といったしましては、引き続き、皆様からの御意見を参考に、災害時の要配慮者対策に取り組んでまいります。</p>
3	橋本委員	当日意見	資料5	目標1 福祉施設から地域生活への移行	地域移行された方のうち、川崎市内で地域移行できた方と他市への地域移行となつた方の内訳について。	<p>(1)令和3年度に地域移行された方 川崎市内のグループホームに地域移行が出来た方:5名 他市のグループホームに地域移行が出来た方:4名 自宅復帰などグループホーム以外に地域移行された方:7名</p> <p>(2)令和4年度地域移行された方 川崎市内のグループホームに地域移行が出来た方:6名 他市のグループホームに地域移行が出来た方:2名 自宅復帰などグループホーム以外に地域移行された方:10名</p> <p>(3)令和5年度地域移行された方 川崎市内のグループホームに地域移行が出来た方:8名 他市のグループホームに地域移行が出来た方:1名 自宅復帰などグループホーム以外に地域移行された方:5名</p>
4	石橋委員	当日意見 意見書	参考資料	総合的な相談窓口機能の充実	地区担当制の導入について、この「導入」はネットワークづくりに効果的なのか。地区担当制を導入した理由は解消できているのか。	どこに相談すればいいか分からない等の声を受けて、福祉サービス利用の有無や障害種別にかかわらず情報提供や相談支援が行えるよう令和3年度から地区担当制を導入しました。相談窓口を明確化したことで、地域の関係者や関係機関等とのネットワークづくりが進められています。
5	石橋委員	意見書	参考資料	地域自立支援協議会による取組の充実	自立支援協議会設置の本来の趣旨から離れているのではないか。 市・区ともに障害福祉サービスの提供事業者や学識経験者と称する大学教授だけで構成するのではなく、障害当事者家族、民間(商業、町会等)も編成に加えて欲しい。	自立支援協議会は個別の事例から明らかになった地域課題等を共有・検討し、解決に向けた協議・取組を行うために必要と認められた障害者や関係機関等により構成すると要綱に定めております。多様な主体と連携して地域課題解決に向けた具体的な取組に至るよう、自立支援協議会の更なる活性化を目指してまいります。

No.	意見者	意見方法		概要	委員意見	回答
6	石橋委員	意見書	参考資料	地域生活支援拠点等機能の整備・検証	「川崎市地域自立支援協議会を活用」とあるが、当事者団体から活動が見えていない。	地域生活支援拠点等機能については、市自立支援協議会等の適切な場面において各機能の運用状況等について評価・検証することを検討しております。評価・検証方法と併せて、評価・検証内容の公表方法についても検討してまいります。
7	石橋委員	意見書	参考資料	短期入所による在宅支援	「拠点型施設」とは何を指すのか。 未設置区とその対策について。	地域生活支援拠点等につきましては、障害の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、一人暮らしへの移行を進めるため、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的な人材の確保・養成等の4つの機能を複数の拠点関係機関が担うこととされています。 本市では、国が示す「面的整備型」にて地域生活支援拠点等機能を整備することとしており、既存の事業所等が役割を担うとともに、各地域の社会資源が十分でない機能を補完することを目的に各区への「拠点型施設」の整備を進めています。 幸区及び多摩区における拠点型施設の整備につきましては、生活介護や短期入所などの機能を有し、送迎用車両の駐車スペースなどを確保するために十分な広さの土地が必要です。 現在、市有地等の候補地を調査するとともに、当該地域における既存の社会資源の状況を踏まえ、必要な機能を整理しているところでございまして、利用可能な候補地について目途が立ち次第、整備に向けた取組を速やかに進めています。
8	石橋委員	意見書	参考資料	福祉用具の利用支援	「対象品目について、利用者ニーズ等を踏まえて見直しを検討します。」とあるが、どのような体制で見直すのか。	地域支援室などの専門機関等との協議や他都市の実施状況を参考に見直しを検討してまいります。
9	石橋委員	意見書	参考資料	No.28 地域療育センターの充実	「より専門的な支援を必要とする医療的ケア児等」とはどのような児童を指すのか。	日常的に人工呼吸器による呼吸管理や喀痰吸引等の医療的ケアを受けることが不可欠な児童や、重度・重複障害、強度行動障害のある児童等です。
10	石橋委員	意見書	参考資料	No.34 障害の発見から療育支援までの連携強化	「中部地域(中原区・高津区)に子ども発達・相談センターを設置するため、設置区の地域見守り支援センターとの連携について、確認・協議を進めます。」とあるが、病院や保健所、0歳・3歳児健診との連携はどのように考えているのか。	子ども発達・相談センターの開設にあたり、地域みまもり支援センター(保健所支所)や医師会へ当センターの説明を行い、乳幼児健診で発達の遅れ等が発見された児童について、円滑かつ適切に子ども発達・相談センターや地域療育センターへ紹介する流れを確認しています。 また、各区地域みまもり支援センター(保健所支所)、子ども発達・相談センター、地域療育センターの3者で定期的に連絡会を実施するなど、連携を図っています。
11	石橋委員	意見書	参考資料	No.36 就学相談の充実	教育委員会(教育相談所、就学委員会)が就学についての相談先ではないか。「困難ケース」とはどのようなケースを指すのか。	就学相談においては、教育的ニーズを把握し、必要な教育的支援や学習環境の整備等について相談しています。また、本人・保護者、教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行っています。 就学先決定にあたっては、学校関係者、医師、学識経験者等の就学について専門的な知識を有する委員によって組織する「川崎市教育支援会議」においてお子さんに適した就学先について審議し、最終的には川崎市教育委員会が決定しています。 「困難ケース」というのは、様々な状況を抱えており、教育的支援や学習環境の整備等について、他機関との連携がより必要なケースになります。

No.	意見者	意見方法		概要	委員意見	回答
12	石橋委員	意見書	参考資料	全体	「特別支援学校」を「支援学校」とするのはいつからか。	表記については、法律用語としての「特別支援学校」の表記を使用しております。
13	石橋委員	当日意見意見書	参考資料	No.48 グループホームの基盤整備	「宮前区の市有地を活用し、高齢者施設の機能を持ち、グループホームを併設した施設を設置します。」とあるが、今後も同様の方法でグループホームを設置するのか。	川崎市では自立した住まいの場の1つとして、グループホームの設置を積極的に推進しており、障害の種別にかかわらず障害のある方が必要とするサービスを利用できるよう、障害種別を限定せずに全体の目標数を示しており、「第5次かわさきノーマライゼーションプラン改定版」では、令和6年度から令和8年度まで毎年100名、3年間で合計300名のグループホームの定員増を図ることとしております。 グループホームについては、これまでどおり整備を進めることとし、公募において高齢者施設との合築による設立が今後もある場合には、それも含めて整備してまいります。
14	石橋委員	当日意見意見書	参考資料	No.67 障害児通所支援等の充実	「放課後等デイサービス事業所(主として重心児)：13か所」について、運営は単独の事業所なのか、また、それぞれの所在地について。	13か所の放課後等デイサービスがございますが、そのうち7か所が併設、残り6箇所が単独型でございます。 所在地については、別添のとおりです。
15	石橋委員	意見書	参考資料	No.76 加算制度による人材確保・定着	「家賃支援制度」とは、国の家賃補填とは違うのか。	家賃支援制度につきましては、市内の障害福祉サービス事業所等職員のための補助制度であり、川崎市独自の制度でございます。
16	石橋委員	当日意見意見書	参考資料	No.121 災害時における福祉支援体制の構築	「二次避難場所の機能の充実」について、機能の充実とは何を指すのか。また、要配慮者用の備蓄品の配備、医薬品の確保・リスト化については、どの範囲まで用意されているのか、すべての二次避難所に備蓄するのか。	「二次避難場所の機能の充実」として、高齢者・障害者施設の被災状況等を一元的に管理するための情報共有システムを導入し、情報伝達訓練等を行っております。 また、二次避難所の備蓄物資に関して、令和3年度に入所施設約100施設にアンケートを実施し、希望等に応じて次の物資を配備し、市総合防災訓練等にて開設訓練等を行っております。 (簡易テントや簡易ベット、携帯トイレ袋等の資器材、3日分の食料・水、ポータブル電源等) さらに、災害時における医療救急体制を確保するため、二次避難所に限定することなく、災害時にも必要な医薬品が円滑に供給されるよう、川崎市薬剤師会等と協定を結んでおります。
17	石橋委員	当日意見意見書	参考資料	No.125 防災情報の提供	災害情報の提供について、「防災ラジオの導入等」に関して、配布基準や配布方法はどのように想定されているのか。 上記の防災ラジオについて、日常生活用具のリスト(品目)とするのか。	主にインターネット等からの情報取得に不慣れな方への無償貸与を想定しておりますが、既存の戸別受信機(同報系防災行政無線)の設置対象組織についても、引き続き継続して貸与できるよう検討を進めております。併せて、無償貸与の対象外の方にも有償で配布できるよう検討を進め、令和7年度中の運用開始を予定しております。 なお、現在のところ、日常生活用具の対象にする予定はございません。

No.	意見者	意見方法		概要	委員意見	回答
18	石橋委員	意見書	資料5	重点的に取り組む目標	家庭から地域移行に対する施策を重点目標としてほしい。	障害(児)福祉計画における重点目標は、国指針で示された成果指標を基に、重点的に取り組む目標として設定しております。 一人暮らし等の地域生活への移行に向けた支援は、グループホームの整備等、住まいの場の確保に向けた取組とともに、重点目標の一つである地域生活支援拠点等機能により地域生活に向けた支援を実施しております。引き続き、地域生活への移行を促進するための取組を推進してまいります。
19	石橋委員	意見書	資料5	障害者(児)福祉計画全体	各見込量の算出根拠は。 サービス等利用計画に基づいたものなのか。	サービス等利用計画及びセルフプラン等に基づき各区で支給決定された実績に基づき各障害福祉サービスが利用されており、これまでの事業所からの請求実績を勘案し、伸び率を踏まえながら見込み量を算出しております。
20	石橋委員	意見書	資料5	重点目標3 地域生活支援拠点等機能の確保・充実	地域生活支援拠点とは、各区に1か所設置予定の地域生活支援拠点のことか。幸区と多摩区の設置見込みは。	地域生活支援拠点等につきましては、障害の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、一人暮らしへの移行を進めるため、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的な人材の確保・養成等の4つの機能を複数の拠点関係機関が担うこととされています。 本市では、国が示す「面向的整備型」にて地域生活支援拠点等機能を整備することとしており、既存の事業所等が役割を担うとともに、各地域の社会資源が十分でない機能を補完することを目的に各区への「拠点型施設」の整備を進めております。
21	石橋委員	意見書	資料5	目標4 福祉施設から一般就労への移行等 ◆事業の進捗状況・今後の対応	現状の支援学校の生徒の状況を反映しているか。	「目標4 福祉施設から一般就労への移行等」については、就労以降支援事業や就労継続支援事業等から一般就労した人数等を目標値としており、特別支援学校学校等の卒業生は含まれておりません。一方で、教育分野と福祉分野の連携は重要であることから、特別支援学校の3年生と保護者を対象に、就労支援機関等の社会資源を紹介や就労支援機関職員と保護者によるグループワーク等を行う就労セミナーを開催することなどにより、教育と福祉の切れ目のない支援体制の構築を進めています。
22	石橋委員	意見書	資料5	目標5 障害児支援の提供体制の整備等 ◆事業の進捗状況・今後の対応	「専門的な支援を行いました。」の専門的な支援の内容とは地域療育センターの「管区」とはどこか。 「相談支援の強化」の具体的な内容は。	保育所・学校等の関係機関への「専門的な支援」といたしましては、専門職による訪問支援(障害特性に応じた対応方法や環境設定についての助言等)や、職員向けの講座等を実施しました。 地域療育センターの「管区」につきましては、南部(川崎区・幸区)、中央(中原区・高津区)、西部(宮前区・多摩区の一部)、北部(多摩区の一部、麻生区)となっております。 「相談機能の強化」につきましては、これまで医療的ケア児者や重症心身障害児者に特化した相談窓口がなかったことから、新たに「医療的ケア児・者等支援拠点」を市内に2か所設置し、入退院支援や他機関とのつなぎ、災害時個別避難計画の作成支援などを行っています。
23	石橋委員	意見書	資料5	目標6 相談支援体制の強化 ◆事業の進捗状況・今後の対応	目標値を下回った理由について。	地域相談支援センターの相談件数が目標値を下回ったことについては、障害者数の増加と多岐にわたる相談ニーズへの対応を現行の相談体制で対応するのは困難であることが考えられます。そのため、基幹相談支援センターにおける助言・後方支援を通して、地域の相談体制の充実を図ってまいります。

No.	意見者	意見方法		概要	委員意見	回答
24	石橋委員	意見書	資料5	目標6 相談支援体制の強化 ◆事業の進捗状況・今後の対応	「相談ニーズに対応していく体制づくり」について、体制ではなく人材ではないか。相談ニーズに対応できる人材の不足、報酬の改定が必要なのではないか。	令和3年度の地区担当制導入に伴い、障害者相談支援センターの設置数や人員体制も見直し、職員数は全体で10名増加しています。また、相談支援センターの委託料につきましても、相談支援専門員経験年数に応じた加算の新設など人件費についても見直しを行いました。今後も相談ニーズに対応できる体制づくりについて連携強化や人材育成など取り組んでまいります。
25	石橋委員	意見書	資料5	2 障害者総合支援法に基づくサービス (3)訪問系サービス	自立生活援助を利用している主たる障害者(障害特性)は何か。	主たる対象が精神障害の利用者が多い傾向にあります。
26	石橋委員	意見書	資料5	2 障害者総合支援法に基づくサービス (3)訪問系サービス	見込み量はどのようにして算出したのか。	これまでの事業所からの請求実績を勘案し、伸び率を踏まえながら見込み量を算出しているところでございます。
27	石橋委員	意見書	資料5	3 児童福祉法に基づくサービス ◆事業の進捗状況・今後の対応	「特に調整が難しい医療的ケア児等」とはどのような児童を指しているのか。「医療的ケア児・者等支援拠点」での相談と異なるのか 利用者が多いのに事業所が少ない。その対策を講じたのか。	本項においては、児童福祉法に規定される障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助について記載しており、「医療的ケア児・者等支援拠点」が実施する支援とは異なる内容です。 地域療育センターにおきましては、人工呼吸器・気管切開・経管栄養・痰の吸引を必要とする医療的ケア児や、身体障害者手帳(肢体不自由)1級から3級を所持している児童等、特にサービス調整が必要な児童を対象とし、障害児相談支援を実施しているところです。併せて、セルフプラン対象者に対しましては、セルフプラン作成支援を行う等の対応を行っております。 また、障害児相談支援事業所につきましては、職員体制の安定化を図る補助金を活用するとともに、障害児通所支援事業所開設前説明会等にて説明・周知を行う等、事業所の増加に向けた取組を行っているところでございます。
28	石橋委員	意見書	資料5	4 地域生活支援事業等 (1)相談支援事業 ◆事業の進捗状況・今後の対応	「地域自立支援協議会」を身近に感じていない。	地域自立支援協議会については各区1か所ずつと市1か所の合計8か所を実績とさせていただいております。さらに身近に感じていただけるよう、地域課題等の解決に向けて、引き続き取組を実施してまいります。
29	石橋委員	意見書	資料5	4 地域生活支援事業等 (3)日常生活用具給付等事業 ◆事業の進捗状況・今後の対応	日常生活用具給付等事業について、「適切な提供に向けた取組」とあるが、「適切な」とは具体的にどのようなことを指すのか。また、おしり拭き採用の検討はしたのか。	地域支援室などの専門機関等との協議や他都市の実施状況を踏まえた検討を行うこととしております。そのうえで、「おしり拭き」については、他都市の実施状況を注視しているところでございます。
30	石橋委員	意見書	資料5	4 地域生活支援事業等 (4) 移動支援事業 ◆事業の進捗状況・今後の対応	「移動支援事業の効果的な利用に向けた取組」とあるが、「効果的な取組」とは具体的にどのようなことをさすのか。人材不足をどう補うのか。	移動支援事業については、従事者研修を実施することで、ニーズに応じたサービス提供体制の拡充への取組を行っております。
31	石橋委員	意見書	資料5	4 地域生活支援事業等 (6)日中一時支援事業 ◆事業の進捗状況・今後の対応	「日中一時支援事業の適切な利用に向けた取組」とあるが、「適切な利用」とは具体的にどのようなことをさすのか。	他制度のサービスの併用などの課題への対応を踏まえて持続的な制度運用を行っているところでございます。

No.	意見者	意見方法		概要	委員意見	回答
32	石橋委員	意見書	資料5	(7)福祉ホーム ◆事業の進捗状況・今後の対応	廃止の理由とその時期はいつなのか。	障害者の居住支援サービスに関しては、民間によって質の高いサービスが十分に提供されるようになってきたことから、民設の障害者グループホームによるサービス提供に移行させる等により廃止することとしております。 時期といたしましては、令和7年度末を予定しております。
33	石橋委員	意見書	資料5	(8)訪問入浴サービス事業 ◆事業の進捗状況・今後の対応	訪問入浴サービス事業の方法について。 新規利用者数に関して、回数の増は6月を加えたことだけが理由なのか。	回数の増は6月を夏季期間とし、上限回数を増やしたことによる影響が主な要因でございます。

(別添) No14

重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所（令和6年10月1日時点）

事業所名称	所在地	運営法人
療養通所介護まこと	川崎区大師駅前	医療法人誠医会
通所運動療育 アットスクール鹿島田	幸区小倉	株式会社 A T
i. care	中原区井田杉山町	N P O 法人あいけあ
そらとわすくーる	高津区千年	株式会社そらとわ
放課後等デイサービスあおぞら ルピナス	宮前区野川本町	株式会社アストラル
放課後等デイサービス あおぞら	宮前区野川本町	株式会社アストラル
サポートセンターロンド	多摩区登戸	特定非営利活動法人療育ねっとわーく川崎
ナーシングホームゆらりん	麻生区岡上	株式会社リンデン
重症児・者福祉医療施設ソレイユ川崎	麻生区細山	社会福祉法人三篠会
ラシク 鹿島田	幸区古川町	アンダンテミライ株式会社
KIDS ゆらりん	麻生区岡上	株式会社リンデン
キッズわん・にじ	幸区南加瀬	大栄管理株式会社
カンガルー療育支援室 川崎ステーション	高津区二子	株式会社美頬

第7期第1回 川崎市障害者施策審議会 出欠名簿

(氏名順、敬称略)

No.	氏 名	所 属 等	出欠
1	いしばし よしあき 石橋 吉章	川崎市肢体不自由児者父母の会連合会 会長	出席
2	いとう ひでゆき 伊東 秀幸	田園調布学園大学 人間科学部 教授	出席
3	いなば たけし 稲葉 武	川崎市立特別支援学校長会 会長 (川崎市立中央支援学校 校長)	出席
4	えがわ ぶんせい 江川 文誠	社会福祉法人三篠会 障害児・者福祉医療施設 ソレイユ川崎 施設長	欠席
5	おおくぼ としお 大窪 俊雄	社会福祉法人アピエ 地域生活支援センターオリオン	出席
6	おがわ なえこ 小川 菜江子	社会福祉法人電機神奈川福祉センター 中部就労援助センター センター長	出席
7	おさかべ けんいち 長加部 賢一	特定非営利活動法人 川崎市精神保健福祉家族会連合会あやめ会 理事長	出席
◎ 8	おざわ あつし 小澤 温	筑波大学 人間系 教授	出席
◎ 9	かざと ひろこ 風戸 裕子	川崎市立田島支援学校 PTA PTA会長	出席
◎ 10	こいづみ かよ 小泉 佳世	一般社団法人 川崎市自閉症協会 代表理事	出席
◎ 11	しばた みつのり 柴田 光規	社会福祉法人青い鳥 川崎西部地域療育センター 所長	出席
◎ 12	すずき としひこ 鈴木 敏彦	淑徳大学 副学長、高等教育研究開発センター教授	出席
◎ 13	せきやま すすむ 関山 進	公益財団法人川崎市身体障害者協会 理事長	出席
◎ 14	たかしま けんご 隆島 研吾	神奈川県立保健福祉大学 名誉教授	出席
◎ 15	ながやま ひろし 長山 宏	川崎公共職業安定所 所長	出席
◎ 16	はしもと なおこ 橋本 尚子	弁護士(神奈川県弁護士会・幸町法律事務所)	出席
◎ 17	へんみ ひろゆき 邊見 洋之	社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 常務理事	出席
◎ 18	みやざわ おりえ 宮澤 織絵	社会福祉法人ともかわさき 私たちの広場	出席
◎ 19	みわ とよみ 美和 とよみ	川崎市育成会 手をむすぶ親の会 会長	出席
◎ 20	よこやま ゆういち 横山 裕一	川崎市障害福祉施設事業協会 施設長会 会長 (社会福祉法人セイワ 川崎授産学園 学園長)	出席

◎会長 ○副会長

第7期 第1回 川崎市障害者施策審議会事務局名簿

氏 名	所 属 等
谷 浩昭	障害保健福祉部長
平井 恭順	障害保健福祉部 障害計画課長
山口 晴生	障害保健福祉部 障害者施設指導課長
泉 基広	障害保健福祉部 障害福祉課長
池田 幸	障害保健福祉部 障害者社会参加・就労支援課長
柴崎 聰子	障害保健福祉部 こころの相談所長 総合リハビリテーション推進センターこころの健康課 担当課長
竹島 正	総合リハビリテーション推進センター 所長
小林 宏高	総合リハビリテーション推進センター 副所長
中山 浩	総合リハビリテーション推進センター 担当部長
廣岡 真生	総合リハビリテーション推進センター 総務・判定課長
塚田 和広	総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課長
植木 美津枝	総合リハビリテーション推進センター こころの健康課長
倉本 哲義	総合リハビリテーション推進センター 南部地域支援室長
佐藤 泰雅	総合リハビリテーション推進センター 中部地域支援室長
櫻井 直子	総合リハビリテーション推進センター 北部地域支援室長
竹田 幹雄	地域包括ケア推進室 専門支援担当課長
新橋 さち子	地域包括ケア推進室 障害者相談支援担当 係長
田中 信太郎	地域包括ケア推進室 認知症・権利擁護担当 係長
木下 直美	障害保健福祉部 精神保健課 医療施策担当 係長
後藤 将志	障害保健福祉部 障害計画課 地域支援担当 課長補佐
坂井 隆	障害保健福祉部 障害計画課 計画推進担当 課長補佐
萩原 有紀	障害保健福祉部 障害計画課 計画推進担当
須藤 春香	障害保健福祉部 障害計画課 計画推進担当